ふじ

パワーアライアンス税理士事務所
News
PA Certified Public Tax Accountant's Office
編集発行人
パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03(5365)4744㈹
FAX 03(5365)4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 5月の税務と労務

- 国　税／4月分源泉所得税の納付　5月11日
- 国　税／3月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　6月1日
- 国　税／9月決算法人の中間申告　6月1日
- 国　税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　6月1日
- 国　税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合）　6月1日
- 国　税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付　6月1日
- 国　税／特別農業所得者の承認申請　5月15日

5月 （皐月）MAY

3日・憲法記念日　4日・みどりの日　5日・こどもの日
6日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

地方税／自動車税・鉱区税の納付
都道府県の条例で定める日

ワンポイント

マイナポイント　消費税率引上げ後の消費活性化やマイナンバーカードの取得促進に向けた施策。マイナンバーカードを取得し、専用ID（マイキーID）を設定の上、マイナポイントの申込（7月開始予定）を行ったキャッシュレス決済サービスでチャージ又は購入すると、チャージ額等の25%（上限5千円分）のポイントが9月（予定）から付与されます。

知的財産権

1 概要

通常、財産というと現金や土地・建物など、具体的な形のある有体の財産と考えてしまいますが、ほかにも債権などの権利である無体の財産があります。このうち、人間の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物などの財産的な価値のものを総称して「知的財産」と呼びます。

知的財産の中には特許権や実用新案権など、法律で規定された権利や法律上保護される利益に係る権利として保護されるものがあります。知的財産に関する権利を「知的所有権（知的財産権）」といいます。

知的財産および知的所有権は各種の条約や法令において様々に定義がされていますが、例えば「世界知的所有権機関を設立する条約」によると、知的所有権は次のように定められています。

- 文芸、美術及び学術の著作物
- 実演家の実演、レコード及び放送
- 人間の活動のすべての分野における発明
- 科学的発見
- 意匠
- 商標、サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示
- 不正競争に対する保護

に関する権利並びに産業、学術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利

知的財産をめぐるトラブルは急増しています。権利をもっている場合には、知的財産を無断で他人に模倣・使用されないように留意しなければなりませんし、その権利を保護する必要があります。

また、他人の権利を侵害しないためにも、知的財産にはどのような種類があり法律で保護されるのかを、きちんと理解しておく必要があります。

2 種類

知的財産権は、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別されます。また、知的財産権は、大きく「産業財産権」、「著作権」にも区分されます。

これらの権利は一つの法律で保護されているのではなく、様々な法律によって保護がされています。

産業財産権と著作権とでは、保護する対象物が異なってきます。たとえば、デザインについては、それが工業的に生産されるデザインであれば意匠権法で保護され、一点ものの製作品として生産される彫刻物などのデザインであれば著作権法で保護されることになります。それぞれの権利の法律を理解していく必要があります。

3 産業財産権

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の四つを「産業財産権」といい、特許庁が所管しています。

(1) **特許権**

自然法則を利用した技術的思想の創作のうちの高度なも

のである「発明」を業として（個人的や家庭内での利用を除くという意味です）独占的に実施することができる権利です。一定の期間に一定の条件のもとに特許権を与えて発明による利益を発明者に独占させ、その代わりに発明を一般に公表し、特許の有効期間終了後はその発明は誰でも利用できるものとして、発明者の利益を守ることと発明を世に広めることを両立させることで発明の促進と産業の発達を行うのが特許の目的です。

なお、特許権の存続期間は出願の日から原則として二〇年をもって終了します。

(2) **実用新案権**

物品の形状、構造または組合せについての「考案」を業として独占的に実施することができる権利です。特許権との大きな違いは、特許権では新規性等について特許庁で審査をし、この審査を通らないと特許権が得られませんが、実用新案権の場合には、形式的な条件だけを審査し、これに通れば実用新案権が得られるという比較的安易に取得できることにあります。つまり、実用新案は、新規性等については無審査で権利が得られるのです。なお、実用新案権の存続期間は出願の日から原則として一〇年をもって終了します。

(3) **意匠権**

物品（物品の部分を含む）の形状、模様、色彩またはこれらの結合であって視覚を通じて美感を起こさせるものである「意匠」を業として独占的に実施することができる権利です。

物品の特徴的なデザインに対して与えられる独占排他権となります。物品全体のデザインの他、部分的に特徴のあるデザインや、画像のデザイン等がその対象となります。なお、意匠権の存続期間は、今年四月より登録の日から原則として二五年（改正前は二〇年）をもって終了します。

(4) **商標権**

文字、図形、記号、立体的形状、もしくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるものであって、特定の商品やサービスについて業として使用されるものである「商標」を独占的に使用することができる権利です。なお、商標権の存続期間は登録の日から原則として一〇年をもって終了します。

ただし、商標権の存続期間については、商標権者の更新登録の申請により更新をすることが可能です。

4 著作権

著作権とは、著作者が自ら創作した次のような著作物について、無断でコピーや改変、インターネット上にアップロードをされないようにする権利です。

① 小説、脚本、論文、講演そのほかの言語の著作物
② 音楽の著作物
③ 舞踊または無言劇の著作物
④ 絵画、版画、彫刻そのほかの美術の著作物
⑤ 建築の著作物
⑥ 地図または学術的な図面、図表、模型そのほかの図形の著作物
⑦ 写真の著作物
⑧ 映画の著作物
⑨ プログラムの著作物

5 その他の知的財産権

(1) **回線配置利用権**

回線配置利用権とは、半導体の回路配置を、業として一定の範囲で独占的に利用することができる権利です。

(2) **育成者権とは**

育成者権とは、植物の新品種を育成した場合に、これを業として独占的に利用することができる権利です。

(3) **不正競争防止法**

(1)及び(2)の知的財産の権利に加えて、事業者間の公正な競争を確保するための法律である不正競争防止法が、知的財産を保護する働きをしています。

未登録の周知・著名な商標、商品形態の模倣、営業秘密の不正取得・利用など、知的財産に関する不正競争を防止する働きも持っています。

歌舞伎とビジネス

歌舞伎をご覧になったことはありますか？言わずと知れた、日本が世界に誇る伝統文化ですね。

マイクロソフト日本法人の元代表取締役社長である成毛眞氏は、同社の社長職を退いてから歌舞伎をよく観るようになったそうですが、なぜ誰も教えてくれなかったのかと思うほどその面白さに引き込まれ、特に自身と同じビジネスパーソンに必須の教養であるとして、「ビジネスマンへの歌舞伎案内」という本を出版しています。

さて、冒頭で「日本が世界に誇る伝統文化」と言いましたが、歌舞伎はご存知の通り松竹株式会社という一民間企業が運営する興行です。

大相撲や文楽のように、公益性が認定された公益財団法人の運営でもおかしくないはずですがなぜでしょうか。

江戸時代から、歌舞伎は各劇場が独自に興行を行っていました。そんな劇場のひとつである京都の祇園館という劇場に、売店を営む家の子どもである松次郎・竹次郎という双子の少年がいました。2人は明治23年の正月に、当代きっての名俳優、九代目市川團十郎・初代中村鴈治郎の舞台を見て、芝居に一生を捧げる決意をしたそうです。

その後歌舞伎を主とした演劇の興行を自ら行うようになり、次々と劇場を買収、そして昭和４年、すべての歌舞伎興行を２人が興した松竹という会社が行うようになったのです。また、文楽座の経営危機を受け、昭和38年の国家献納まで約半世紀の間、文楽を支えていたそうです。

現在、松竹の直営劇場は４つ、歌舞伎座・新橋演舞場（東京都）・大阪松竹座（大阪府）・南座（京都府）です。もし機会があれば、敷居が高いと躊躇せずぜひ足を運んでみて下さい。

参考文献：松竹株式会社HP

何にお金をかけるべきか

自分の持ち物で、何にお金をかけるべきか？ひとつ普遍的な答えがあるとすれば、それは「毎日」そして「長時間」使うものではないでしょうか。

どんな職業であっても、誰もが毎日長時間使うものと言えば、一番はやはり寝具でしょう。

日本人の平均睡眠時間は、調査により異なりますが、おおよそ七時間前後だそうです。

この間ずっと体を預けているわけですから、快適な眠りをもたらす為には寝具の働きが重要です。

自分に合った寝具を選び睡眠の質を上げることは、健康の維持に直接つながります。

健康であり続けることは、幸せな職業人への大きな一歩です。

社内勉強会

仕事上、今必要なスキルを学ぶのが「研修会」とすれば、将来を見据え学ぶのが「勉強会」でしょうか。

差し迫っていないだけにモチベーションの維持が難しく、運営側の準備の手間・負担に対し参加者がどれだけの興味をもって意欲的に学んでくれるのか相応のものがなければ、準備するだけ時間の無駄で勉強会を開く意味はあまりないでしょう。うまく参加者の興味を引き、短時間でも継続的に開くことができれば、社内活性化、人材育成等多くのメリットをもたらしてくれるでしょう。

勉強会を通じて従業員同士よく知り合うことができれば、それだけ仕事も円滑に進められ、ひいては会社のお客様への質の高いサービスにつながります。そのような時間が取れない場合は、各々が空いた時間に少しずつでも勉強ができるよう、動画教材を用意しておくのもいいかもしれません。